

# 津和野町の子育て応援

津和野町子育て応援事業者等補助金

## 津和野町に事業所がある

## 中小企業さんへ

働きやすい  
職場づくりを応援！

### 従業員さんの

中学生までの  
お子さんの  
育児休暇等

参観日や  
学校行事  
もOK!



トイレや  
休憩室の改修

女性が働き  
やすくなる

専用設備

費用×1/2  
(上限30万円)

1,000円

×付与時間  
(上限10万円)



※補助金は、取り組み  
を実施される事業者  
さんへ支給されます

### 育児を推進する 効果的な取組

### 奨励金

### 10万円



詳しくは、

津和野庁舎 商工観光課  
でんわ 0856-72-0652

サイトは  
こちらから



## 津和野町子育て応援事業者等補助金（要綱抜粋版）

津和野町における少子化の改善と保育環境の充実を図るため、津和野町内において育児休業の取得、子育て世代の労働時間短縮につながる取組み等の町内の子育て世帯を支援するための取組みを積極的に実施する法人及び個人事業者を支援するもの

（補助金の額）

第4条 前条に規定する交付対象者に交付する補助金の額は、次の表左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる補助金額等とする。なお、補助金額を合計して1,000円未満は切り捨てるものとする。

	少子化改善と保育環境充実の内容	補助金額等
①	育児休暇等の付与(子の看護休暇、妊娠検診のための休暇及び子の養育のための休暇等)	1,000円にそれぞれの付与時間を乗じた額(中学校卒業までを対象とし、1事業所当たり100,000円を上限とする。)
②	女性専用設備の設置など女性の職場環境の改善に取り組んだとき	改善に要した額に1/2を乗じた額(限度額は30万円)
③	その他、育児を推進する効果的な取組みを行ったとき	1事業者等につき10万円の奨励金の交付
④	子育て支援に前向きで先進的な特に際立った優良事業を行ったとき	町長による表彰の実施

（交付対象者）

- 津和野町内に設置する事業所等において、前条に規定する取組みを推進している事業継続等に意欲のある中小企業中小企業基本法昭和年法律第号第2条1項に規定する事業者等であること。みなし大企業含む

※従業員とは、週20時間以上の勤務時間のある雇用者(家族従業員は除く)

（補助金の申請）

補助金の申請は、四半期ごと(4月～6月分は7月31日まで、7月～9月分は10月31日まで、10月～12月分は1月31日まで、1月～3月分は3月31日まで)に申請する。

■事業の内容を証する書類等

- ア) 休暇の取得については、出勤簿もしくは休暇簿(休暇を取得したことがわかる書類)、休暇を取得した者の宣誓書(様式第3号)、雇用関係にあることがわかる書類(雇用保険証、源泉徴収票等の写し)
- イ) 環境整備図面、写真、取組報告書等

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行し、令和6年7月1日から適用する。
- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。